

平成 26 年 3 月 10 日策定
【改定】平成 27 年 3 月 20 日
【改定】令和 4 年 10 月 26 日

小山町立須走中学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定しました。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

本校において、いじめを事前に防止するため、情報収集、実態把握を積極的に行い、いじめが起こりにくい人間関係や風土をつくり上げるために、以下のような構成員による委員会を設置します。

<いじめ防止対策委員会>

【いじめ防止対策校内委員会】

定例会を基本に緊急会議の開催等柔軟な対応を行う。

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
その他全職員

【いじめ防止対策拡大委員会】

重篤なケースへの対応などを行う。

構成員 上記校内委員会の構成員に、必要に応じて以下の構成員を加える。
P T A会長、スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、
小山町教育委員会（指導主事）、警察関係者（交番）

◎いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行います。

【未然防止～健やかでたくましい心を育む】

- ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し。

【早期発見・早期対応】

- ・アンケートの作成、結果の考察。
- ・情報交換、共有。

【関係機関との連携】

- ・情報交換。
- ・事案発生時の対応。

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

①道徳教育・人権教育

- ・自分や友達の命や心を大切にする生徒の育成。
- ・相手の気持ちや立場を理解した言動がとれる生徒の育成。

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・全学年、年間3時間実施予定。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

①生徒会本部・専門委員会

- ・全校レクレーション計画（生徒会・生活委員会）。
- ・カラー別活動の推進と活発化（生徒会本部・体育大会、文化祭実行委員会）。

②ピア・サポート運動の実施（生徒総会、カラー別会、通学区生徒会、学級会、部会）。

(3) 保護者や地域への啓発

①いじめ防止対策についての周知

- ・学校だよりによる周知、呼びかけ。
- ・PTA 運営委員会、理事会にて定期的に報告。
- ・PTA 総会（4月）、学年PTA（4、6、1、2月）での周知、情報収集。

②地域（区長、民生児童委員、PTA 役員、保護者、ボランティア等）との連携

- ・登下校状況や休日等で、挨拶や友達関係等の情報提供

(4) いじめに関する教職員の研修

①スクールカウンセラーによるいじめに関わる講義。

②人権教育に関する研修（人権担当）。

(5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- ・全員に、毎月実施。
- ・実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で対策を検討。

②担任による教育相談の実施

- ・全員と年2回実施。
- ・必要に応じてSC面談実施。
- ・個々の必要に応じて、随時個人面談を実施。

③こども相談員による生徒観察

- ・相談・協議しながら事後指導に生かす。

④スクールカウンセラーによる教育相談の実施

- ・全生徒1回実施
- ・状況に応じて、学年部と協議をし、指導に生かす。
- ・個々の生徒や保護者の必要により、希望相談、定期相談を実施。

⑤家庭訪問、個人面談時の情報収集

- ・生徒・保護者より聞き取り実施。

(6) いじめに対する措置

アンケートをはじめ、いじめの情報を把握した際には、いじめられた生徒の安全確保を第一に行い、改善に向け直ちにいじめ防止対策委員会として対応します。

- ①職員会議（生徒指導）内で生徒理解の開催
 - ・必要に応じて、いじめ防止対策委員会としても機能する。
- ②いじめられた児童・生徒・保護者への配慮と対応
 - ・家庭訪問等による相談や指導の実施。
 - ・経過観察や声かけの継続。
- ③いじめた児童・生徒・保護者への指導と対応
 - ・家庭訪問、面談等で、事実の確認と今後の指導、協力、対応の話し合い。
- ④周囲の子や学級の生徒への対応
 - ・一部の生徒や学級全体に説話、指導（状況に応じて）。
- ⑤学年の生徒や全校生徒への対応
 - ・学年集会や全校集会等を開き、説話・指導をする。
- ⑥小学校（兄弟関係）や他の中学校との連携
 - ・直接連絡等により、情報交換等の連絡を密に取る。

(7) 重大事態への対処

重大な事態となった場合には、小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い、すみやかに調査を行います。その際の調査の主体は、ケースにより、学校が主体になって調査する場合と、町教委が主体になって調査する場合があります。

調 査

- ①調査の主体が学校の場合
 - ・町教委指導の下、事態への対応や同種の事態防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行い、それに基づいて対応する。
- ②調査組織が町教委の場合
 - ・町教委に全面協力し、学校が主体の調査と同様、事態への対処や同種の事態の防止に向け、事実確認を行い対応する。

調査結果の報告

- ・調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

各対応の担当

- ・校内の統制と指揮（校長）
- ・学外への緊急支援要請（教頭）
- ・報道機関への対応（教頭）
- ・経過の整理（生徒指導・学年主任）
- ・現場対応（学年主任・担任）
- ・全校生徒への対応（生徒指導・学年主任）
- ・関係機関との連携（教頭）
- ・保護者、地域との連携（教頭）
- ・保護者への連絡、対応（担任・学年主任）
- ・個々の児童生徒への対応（担任・学年主任）
- ・S Cや医療機関との連携（生徒指導・養護教諭）
- ・児童生徒の心のケア（担任・養護教諭・S C）
- ・応急処置や心のケア（担任・養護教諭・関係職員）